

令和5年度

第1回長崎県教科用図書選定審議会

【 議 事 録 】

令和5年4月20日(木)
10:00~12:00
長崎県庁1階 大会議室 BC

長崎県教育委員会

開催日時	令和5年4月20日(木) 10:00~12:00
開催場所	長崎県庁1階 大会議室BC
委員の委嘱	別紙名簿順に沿って委員紹介
会の成立確認	長崎県教科用図書選定審議会規則第4条2に基づき、委員20名中19名の出席により会の成立を確認 (委員) 静ひつな採択環境の確保の立場から、秘密会としてはどうか。 (委員) 異議なし。
義務教育課長挨拶	(略)
役員選出	会長、副会長を選出
会長挨拶	(略)
議事録署名捺印者の選出	1号委員、2号委員、3号委員の中から各1名を会長が指名の上、承認
審議開始	(会長) 議事に入る前に、この審議会は法の定めによって県教育委員会からの諮問を受けた事項について審議し、答申するとされている。事務局に諮問文の読み上げを願う。
諮問事項確認	(事務局) 諮問文の読み上げ (会長) 本審議会の目的や教科書採択の仕組み等について事務局に説明願う。
事務局説明	(事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本審議会の目的等について ・ 教科書採択の仕組みについて
審議	(会長) ただ今の説明について何か質問はないか。 (委員) 特になし。

	<p>(会 長) 本審議会は、県教育委員会から出された2つの諮問事項について検討する。審議を進める上で参考になる事務局の案があるとのこと。それに基づいて進めたいと考えるがいかがか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(事務局) 【 追加資料を配付 】</p> <p>(会 長) 時間を設けるので、一読願う。</p> <p>(会 長) これより「 採択に関する基本方針」について審議していく。事務局に説明願う。</p>
<p>事務局説明 審 議</p>	<p>(事務局) 「 採択に関する基本方針」について説明</p> <p>(会 長) ただ今の事務局からの説明について、質問や意見はないか。</p> <p>(会 長) 「静ひつ」の「ひつ」の字が漢字になっていないことに違和感を覚えるが、文部科学省の文書はどうなっているのか。</p> <p>(事務局) 文部科学省も同じく「ひつ」はひらがなで明記している。</p> <p>(会 長) それでは、採択に関する基本方針については、事務局案どおりでよろしいか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p>
<p>事務局説明 審 議</p>	<p>(会 長) それでは、次に、「 採択の方法」について審議を行う。これについても事務局から説明願う。</p> <p>(事務局) 「 採択の方法」について説明</p> <p>(会 長) ただ今の説明について、質問や意見はないか。</p> <p>(委 員) 特になし。</p> <p>(会 長) それでは、採択の方法については、事務局案どおりでよろしいか。</p>

事務局説明	<p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 次に選定資料について事務局から説明願う。</p> <p>(事務局) 「選定資料」について説明</p>
審議	<p>(会長) 「選定資料」について質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 事務局の説明に、デジタルの部分は教科書ではないため調査しないと判断したとあった。採択する市町の教育委員会は、デジタルの部分を考慮していくと非常に労力がかかる。本審議会では調査対象としないので、採択する地区協議会において検討してくださいという考え方で良いか確認したい。</p> <p>(会長) 紙を基準に選定するのであれば、そのことを追加資料2「教科書選定資料の作成に当たって」に明記したほうが良いのではないか。</p> <p>(委員) 私も同じ意見。</p> <p>(委員) 小学校の観点から、生きて働く力を育むうえで、子供たちのICT端末を使いこなしていく力が求められていく。ICTの観点も必要なのではないだろうか。</p> <p>(委員) 紙媒体の教科書が採択の資料となるということは一定の整理ができた。文部科学省の実証事業として外国語のデジタル教科書が入り、今後は算数のデジタル教科書の実証事業に入っていくと思う。今後は紙の教科書と併せてデジタル教科書に関する資料も必要になっていくのではないかと思う。同様な考えを市町からも求められていくのではないかと考える。</p> <p>(事務局) 文部科学省からの通知では、デジタルの部分は含まず、紙の部分で採択を行うと通知されている。また、デジタル教科書は、紙の教科書をPDF化したものということが定義づけられている。さらに、動画や音声などの部分は、デジタル教材として整理されている。デジタル教科書は基本的に有償であるが、現在は文部科学省より実証事業としてその費用が講じられている。今は無償だが、今後も同じように無償とされるかは不透明である。そのため、</p>

県教育委員会としては紙の部分のみを調査研究するをしたい。そして、市町教育委員会に対しても、紙の部分で判断いただきたいという思いでいる。

(委員)では、追加資料2「教科書選定資料の作成に当たって」にその旨を書くということで考えていただきたい。

(委員)報道でもこの件は流れており、保護者も関心があるためはっきりと示した方が良いと考える。

(委員)選定資料における具体項目の中に、ICTに関する項目は入れないということか。

(事務局) そのように考えている。前回4年前にはQRコードの掲載を特長としてとらえられたが、今回は全ての教科書に掲載されると予告されている中で、そのことを比較の対象とすることは適さないと考えた。

(会長) 県教育委員会の考えは理解できた。
その考えを、追加資料2「教科書選定資料の作成に当たって」に付け加えるのか。または、市町教育委員会に別文書等で通知することも考えられるが、事務局としてどう考えるか。

(事務局) 今後検討していく。

(会長) 最後に、留意事項について事務局から説明願う。

(事務局) 「留意事項」について説明

(会長) 「留意事項」について質問や意見はないか。

(会長) 留意事項の2の「設置者」の考え方について、そのままとらえると県や市町となるが、服務監督に関しては市町教育委員会かと思うが、そのままでもよろしいか。

(事務局) 市町教育委員会に発出している報告の様式には、所属長は市町教育委員会に報告するよう記載しており、設置者へ報告の部分を市町教育委員会に報告するよう整理して考えている。

審 議 終 了	<p>(会 長) その捉えで間違いないか事務局で再度確認願いたい。</p> <p>(会 長) 以上で全ての審議を終了した。次回の審議会の開催について事務局から説明がある。</p> <p>(事務局) 次回の審議会を5月17日(水)に開催する。</p> <p>(会 長) 異議はないか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(会 長) 最後に、3名の議事録署名捺印の方には、事務局で第1回の議事録をまとめた後、署名捺印のお願いするので協力願う。</p> <p>(会 長) 以上で全ての審議を終了する。</p>
---------	--